

# 訓 練

## 指 示

令和7年11月29日10時50分

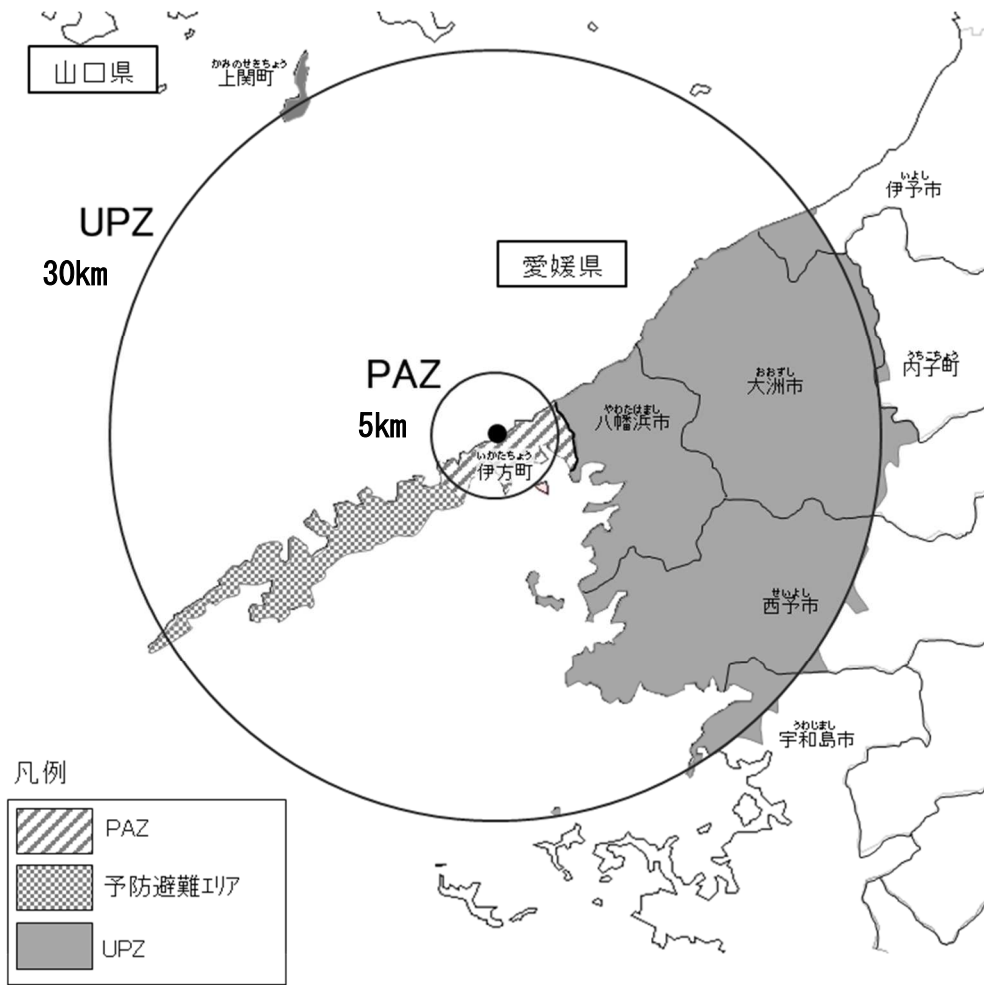
愛媛県知事 殿  
山口県知事 殿  
伊方町長 殿  
八幡浜市長 殿  
大洲市長 殿  
西予市長 殿  
宇和島市長 殿  
伊予市長 殿  
内子町長 殿  
上関町長 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

伊方発電所3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

### 記

- ・同発電所から概ね5km圏内（PAZ）及び同発電所の予防避難エリアの住民等に対して、自治体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難するよう指示すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでの間は屋内退避を継続するよう指示すること。
- ・予防避難エリアを除く同発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等に対して、自治体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避するよう指示すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避するよう指示すること。今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。
- ・政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を愛媛県西予市のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の安全確保を最優先に、全力で対処していく。現時点では放射性物質が放出される事態に至っていないので、住民等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や自治体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。



区分	都道府県名	市町村名
PAZ	愛媛県	伊方町の一部 (①)
予防避難エリア	愛媛県	伊方町の全域 (①を除く)
UPZ	愛媛県	八幡浜市の全域
		大洲市の一部
		西予市の一部
		宇和島市の一部
		伊予市の一部
	内子町の一部	
	山口県	上関町の一部

## 安定ヨウ素剤の服用に当たって

## 1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。  
特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

## 2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

## 3. 服用量及び服用方法

以下の表<sup>1</sup>に示す。

<sup>1</sup> 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日 一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2包 又は ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸※
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

## 4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。